

令和7年12月11日 松浦

~ 区民と良質な民泊事業者が共存するすみだを目指して ~

全庁横断的な民泊対策を推進していきます

区では、区民の生活環境の悪化防止と、民泊事業者と地域住民との相互理解の促進による安全・安心な地域づくりにつなげるために、「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」と「墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」を令和7年度墨田区議会11月議会に上程し、昨日、12月10日（水曜日）の本会議にて、これが可決されました。

これを受け、山本区長は、同日の本会議終了後、全庁の部長級以上の幹部職員等を招集し、「第一回民泊対策全庁調整会議」を開催しました。この会議においては、現状の民泊対策とその課題、今後すぐに取り組むべき事項や、条例施行までに対応すべき事項、条例施行後の方針などを共有し、全庁一丸となつた取組を進めていくことをあらためて確認しました。会議の最後には、3つの区長指示事項()が出されるなど、活発な意見が交わされました。

区では、今後も実効性のある対策を迅速に実施するとともに、その都度、分かりやすい情報発信を行っていきます。

3つの区長指示事項

- 1 全庁横断的な会議体を速やかに立ち上げ、情報の共有、連携体制の構築を行うこと
 - 2 来年4月1日の条例施行に向け、必要な規則や実施要綱等の策定・改正を行い、区民、事業者への周知徹底を図ること
 - 3 区民の安全で安心な生活を守るためにあらゆる手段を尽くすとともに、区の取組に関する情報発信を強化し、区民の不安の解消に努めること

《画像》 民泊対策全庁調整会議の様子



詳細は別紙に記載しております。併せてご確認ください。

《問合せ》保健衛生部 生活衛生課

03-5608-6939

お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当）

03-5608-6220)